

第7回

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年5月7日（木）
午後3時～午後5時21分
場所 県庁6階 第1特別会議室
(午後3時 開会)

1. 開 会

○委員長 それでは定刻になりましたので、第7回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催いたします。

本日も前回に引き続きまして、埋立の承認手続にかかわった当時の県の担当者の方からヒアリングを行うことになっておりますので、もしお見えでしたら。

2. 関係職員からのヒアリング

(関係職員6人入室)

○委員長 本日は以上の方でよろしいでしょうか。

では、すみませんが事務局のほうから、前回来ていただいた方もおられますけど、改めてご紹介をお願いします。

○事務局 本日、出席者は、まず●●です。

○職員 ●●です。

○事務局 続きまして、同じく●●です。

○職員 よろしくをお願いします。

○事務局 ●●です。

○職員 よろしくをお願いします。

○事務局 ●●です。

○職員 ●●です。よろしくをお願いします。

○事務局 ●●です。

○職員 ●●です。

○事務局 ●●です。

○職員 よろしくをお願いします。

○事務局 以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。では皆さん本日もまたよろしくお願ひします。

きょうの質問ですけれども、主として●●さんからお聞きするという形になるということでもよろしいでしょうか。

○職員 役職、●●になっておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長 はい。では本日はこのヒアリング事項に沿って、第1、第2、第3の順で個別に区切ってやっていきますので、そういうことでもよろしいですね。委員。

○委員 はい。

○委員長 それでは、まず最初に委員のほうからお願ひします。

○委員 では、よろしいでしょうか。委員の●●です。私のほうから先に質問をしたいと思います。

まず前回に引き続いて、1項3号関係についてのお話を伺いたいと思います。前回のお話では、3号の法律に基づく計画については、その審査はやりましたというところなのですが、ちょっと具体的にどういう審査をしたのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

名護市からの意見書が出ていますね、平成25年11月27日提出の。そこにいろいろ3号関係で問題となる計画について掲げておりますが、この関係で、例えば担当部局に照会をかけたなどということはございますか。

○職員 ちょっとそこはよく覚えてないです。

○委員 覚えていない。

○職員 はい。

○委員 具体的に、この例えば生物多様性の関係は、所管が確か環境生活部の自然保護課ですか。

○職員 そうです。

○委員 そうですね。そこに照会をかけたなどということはございますか。

○職員 それはしていなかったと思います。

○委員 それは特にないわけですね。

それから、先日、法律に基づく計画という点について説明をしていただきましたけども、皆さんの説明を聞くと、名護市が指摘している各種の計画は、3号にいう法律に基づく計

画には該当すると。ただし、違背しないという判断をしたというような説明だったかと思うのですけれども、それはそれでよろしいわけですね。

○職員 すみません、名護市のどの計画ですか。

○委員 名護市が指摘している計画がいくつかありますよね。例えば生物多様性の戦略の関係や、県の計画だと生物多様性おきなわ戦略、自然環境保全に関する指針、それから琉球諸島の沿岸海岸保全基本計画など。あと市の計画などということですよ。

○職員 はい。

○委員 これについては、3号の適用の問題としては、いずれも3号にいう法律に基づく計画というのに当たると。ただし、それは違背しないということで「適」という判断をしたというように説明を伺ったのですけれども、それはそれでよろしいですね。

○職員 前はそのような説明を、ちょっと私の記憶では、法律に基づくものもあれば基つかないものもあると。例えば自然環境の保全に関する指針というのは県の計画ですけれども、これは法律に基づく計画ではないというように理解しておりました。

例えば、国の定めた生物多様性国家戦略及び沖縄県の定めた生物多様性おきなわ戦略は、いずれも生物多様性基本法に基づくものであるということで、法律に基づくものもありますけれども、例えば自然環境の保全に関する指針というのは、法律に基づく計画ではないというようにその当時考えていたと思います。

○委員 そういうことですね。わかりました。

では、県の計画の中で生物多様性おきなわ戦略は、一応3号にいう法律に基づく計画には該当すると。

○職員 はい。

○委員 それから琉球諸島の沿岸海岸保全基本計画、これも法律に基づく計画には該当するということですね。

○職員 はい。

○委員 その他、市の計画等については、どう判断していたかということは今説明できますか。

○職員 その他と言いますと、具体的にどういう。

○委員 名護市の第4次名護市総合計画や、名護市の景観計画、それから名護市都市計画マスタープラン、それから名護市土地利用調整基本計画。

○職員 これは前回、そのお話はしていませんでしたでしょうか。

○委員 個別的には伺ってないのですよ。

○職員 名護市ですか。

○委員 名護市です。名護市の意見書の目次のほうをご覧いただいたほうが早いだろうと思うのですが。目次の2枚目あたり。

○職員 目次といいますと。

○委員 名護市の意見書の目次がございまして、稟議書に添付されている意見書を私のほうは見ていますけど。

○職員 ちょっとすみません。今明確に覚えていないところもありますので。

○委員 覚えているところがあればそれだけで結構ですが。ちょっと難しいですか。

○職員 すみません。この個別の計画についての、きょうヒアリングが行われるというように書かれていましたでしょうか。前回で終わったと思ったので、そのほうの準備をしていません。

一応、26年1月15日に取り消し訴訟とそれから執行停止の申し立てがありますので、その意見書の中でこれらの経過に対する考えは一応述べてありますけど。

○委員 市の計画については、また後日ということにさせていただきますでしょうか。

今お話のありました、取り消し訴訟及び執行停止の仮処分の関係で、前回のヒアリングのときに読み上げていただきましたよね。

○職員 はい。

○委員 その内容と、前回●●さんが説明されていたことが、ちょっと整合しないのではないかという気がするものですから。

○職員 それはどの部分でしょうか。

○委員 つまり、いわゆる法律に基づく計画というものの概念、定義ですね。概念についての説明が、実はきょうも●●さんからお話があったように、生物多様性の国家戦略、それからおきなわ戦略については、法律に基づく計画に当たるという前提で、きょうもお話をしているのですが、この仮処分の書面などを見ますと、例えばちょっと読んでみますけど、「土地利用の制限、環境保全に関する規制基準等を定めたものではないことから、法第4条1項3号の土地利用または環境保全に関する国または地方公共団体の法律に基づく計画に該当しないというべきである」というように説明してますよね。

○職員 はい。

○委員 つまりこの仮処分の書面だと、県の意見だと、結局この生物多様性に基づく

国家戦略や沖縄戦略については、そもそも法律に基づく計画に該当しないと、こういう言い方をしているのです。

○職員 いずれも生物多様性基本法に基づくものではあるというように、法律に基づく計画であるというような前提条件があるかと思います。

○委員 今読み上げているのは、仮処分の関係での意見書ですね。平成26年4月9日付の意見書の62ページを読んでいますね。

○職員 すみません、もう一度お願いします。

○委員 この仮処分の書面だと、やっぱりどうしてもこれは計画に該当しないというべきであるということで、判断しているのですよ。そのあと、仮にこれが計画に該当するとしても云々ということで、これは仮にとということで、つけ足してみたいなものだと思うのですよね。

○職員 ここで法律に基づくものではないという、言い切りはしてないと思いますけど。

○委員 これは言い切ったとしか見られないと思うのですが、この判断。

○職員 意見書は何ページでしょうか。

○委員 62ページですね。先日、●●さんに読んでいただいたところですけど。

○職員 国の定めた生物多様性国家戦略2012-2020及び沖縄県の定めた生物多様性おきなわ戦略は、いずれも生物多様性基本法に基づくものであると、法律に基づくものであるという前提条件があるかと思いますが。

○委員 いわゆるそういう抽象的な意味での法律ということではなくて、ここで問題になるのは3号のいう法律に基づく計画に該当するかという議論なのですよ。ですよ。

今3号の要件を満たしているかという議論をしているわけですから、単に法律に基づく計画云々というこの3号などを離れての議論ではなくて、ここでもまさに書いているように、これは1項3号の計画に該当するかどうかの議論をこの仮処分の書面でもやっているのですね。

○職員 はい。

○委員 ですので、ここの仮処分の意見書の内容は、結局その法律に基づく計画に該当しないという言い方をしていますよね。

○職員 (返事なし)

○委員 61ページから62ページにかけて、その部分の記載があるんですけど。

○職員 ですから、法第4条1項3号にいう法律に基づく計画ではないという、前提条件として法律に基づく計画であるというのはいは…。

これについては、この文章はわかりにくいかもしれません。前回もその話をしたかもしれませんが、国の定めた生物多様性国家戦略2012-2020及び県の定めた生物多様性おきなわ戦略は、いずれも生物多様性基本法に基づくものであるが、同法の目的である生物多様性の保全及び持続可能な利用などを達成するために国の施策の方向性や行動計画等を定めたものであり、個別事業の可否について判断するための基準として用いることができる各地域における具体的な土地利用のあり方やその制限、環境保全に関する規制基準等を定めたものでないことから、埋立事業が同結果の達成を妨げるとまでは言えず、違背していないと判断し」というようなことです。

○委員 その、今読んでもらったのは前回のものですか、何の資料ですか。

○職員 今、ですから明確を期すために、この計画に対する考え方をもう一度整理しながら、当時の考え方を整理しました。

○委員 今読んだものとこれが同じかという、この仮処分の意見書が同じかという問題がまた出てくるわけですけども、ちょっと前に進みますと、この仮処分の意見書などをつくる前に、もう既にこの仮処分で書かれているような、仮処分ではこう言っているのです。先日、●●さんも読んでいただいたように、この計画の定義については「土地利用の制限や、環境保全に関する規制基準等を定めたものでないことから、法律に基づく計画に該当しない」ということで、土地利用の制限など環境保全に関する規制基準を定めたものである必要があるということを行っているのですけどね。

○職員 これは限定的に言っている、ここはちょっと書きぶり、前回も言ったと思いますが、当時の我々としては、限定的に土地利用の規制、あるいは環境保全上の規制があることのみをもって判断したというわけではありません。

ここについては、前回もちょっと読みましたけども、公有水面埋立実務ハンドブックの43ページ、環境基本法に基づき平成6年12月に閣議決定された環境基本計画では、第3部第2節1(イ)で、海域においては、自然海岸、干潟、藻場、浅海域の適正な保全を推進するとともに、自然浄化能力の回復に資するよう必要に応じ人工干潟、海浜等を適切に整備するとあるだけで、具体性、即地性がなく、免許権者としての判断基準として扱うには迷うだろう、我々もそういう考えだと。

○委員 ちょっと話の聞き方を変えますと、この仮処分の先日読み上げてもらったも

のというのは、審査をしていた当時に使っていた基準ではない、そのものではないということになりますか。

○職員　ですから、前回もちょっと誤解を招くような表現だったかもしれないと。名護市への回答も含めてですね。

○委員　ということですかね。

○職員　我々としては表現的にこういう表現をした、提出したということで誤解を招く、今から思えばですけれども、その可能性があったのかと思います。

ただ、我々としては、先ほど読み上げましたように、環境基本計画等にも干潟の保全を図っていくというようなことがありますし、この生物多様性国家戦略あるいは生物多様性おきなわ戦略についても、先ほど述べたとおり国の生物多様性に関する基本的な考え方あるいは沖縄県の基本的な考え方を述べたものであって、そのことをもって埋立の可否を判断するという点については、困難ではないかと思っていたと。

○委員　わかりました。では先に行きます。

次は、琉球諸島沿岸海岸保全基本計画の点についてお聞きしますが、少し前提的な話になりますが、今回の埋立承認の願書の中では、この4条1項3号については特段の記載は見当たらないと思うのですが、どうでしょうか。このあたりは。

○職員　申請書の中ということですか。

○委員　そうですね。

○職員　通常、申請書の中には、各種計画についての記載は一般的になかったものと記憶していますけれども。

○委員　一般的にないし、今回もないという形になりますかね。

○職員　私の記憶ではそうです。

○委員　それで審査をするとすると、独自にいろいろ問題点をチェックして審査するということになるわけですね。

○職員　はい。

○委員　そうですね。それで、前回も少しお聞きしましたが、少しはっきりしなかったのは、今回の埋立の区域の中に、いわゆる琉球諸島沿岸海岸保全基本計画で海岸を積極的に保全する区域、ちょっと正確に読みましょか。海岸環境を積極的に保全する区域というゾーニングをしていますね。

○職員　はい。

○委員 それが本件埋立の北東部分に、いわゆる重なっているという事実があると、これははっきりしているのですけれども。先日のお話だと海岸管理者の許可などという話がありましたね。

○職員 はい。

○委員 それについて許可がいるのかどうなのかということ、調べて後日報告するというお話だったと思うのですが、それは調べられましたか。

○職員 はい。

○委員 どういう内容になっていますか。

○職員 海岸法の条文を読み上げたいと思います。

まず海岸法の第8条です。「海岸保全区域において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為についてはこの限りではない」ということで、第1号として「土砂を採取すること」。

「2. 水面または公共海岸の土地以外の土地において他の施設等を新設し、または改築すること」。

これが該当するのですけど「3. 土地の掘削、盛土、切土、その他政令で定める行為。基本的に海岸保全区域内において盛土等をする場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない」。

それから同じく、海岸法の37条の5におきまして「一般公共海岸区域において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為についてはこの限りではない」ということで、これも3号としまして「土地の掘削、盛土、切土、その他海岸保全に支障を及ぼす恐れのある行為で政令で定める行為をすること」。

海岸法では、背後地に、要するに陸域のほうですけれども、陸域に例えば住宅がある、あるいは道路がある、あるいは畑があると、そういった保全をしなければならない施設がある場合には、海岸保全区域に指定しまして、そこの海岸の前面に必要な応じて護岸等を設置するというような制度になっております。ですから今の8条で定める海岸保全区域というのは、基本的に背後地に保全すべき施設があるということで、護岸等の海岸保全施設をつくる区域です。

それから、その他の区域が一般公共海岸と呼ばれておりまして、そこは一般的にはその

背後地に保全すべき施設等がない区域です。いずれの区域におきましても、土地の掘削、盛土、切土、その他政令で定める行為をする場合には、海岸管理者の許可を受けなければならないというようになっています。

この8条、37条の5は、いずれも「ただし、政令で定める行為についてはこの限りではない」ということでただし書きがありまして、この政令で定める行為につきましては海岸法の施行令第2条にありまして、「第8条第1項のただし書きの政令で定める行為は、次の各項に掲げるものとする」としまして、1号としまして「公有水面埋立法の規定による埋立の免許または承認を受けた者が行う当該免許または承認に係る行為」、同じく12条の2、「施行令第2条の規定は、法37条の5ただし書きの政令で定める行為について準用する」というようなところがありまして、基本的に公有水面埋立法で免許あるいは承認を得た場合は、海岸法に基づく海岸法の8条あるいは37条の5の海岸管理者の許可は必要ないということになっております。

○委員 少しお聞きしますが、その海岸法の第7条がございませぬ。

○職員 はい。

○委員 海岸を占用しようとする者は、海岸管理者の許可を受けなければならないと。この7条は、今回適用はないのでしょうか。

○職員 7条は私の記憶では、例えば埋立に伴って現場管理事務所などのような仮設の工作物を設置するというような場合は、海岸の占用になりますので、それは手続が必要です。ただし海岸に、要するに埋立をする行為そのものについては、7条ではなく8条が適用されるというように考えております。

○委員 そうすると、7条は適用はないという前提での審査ということになりますか。

○職員 8条です。8条。

○委員 7条は適用がないという前提での審査ということになりますか。今回の審査は。

○職員 これは今回の審査に限りません。公有水面埋立をする場合、基本的には盛土です。土を埋めるという行為ですので、その場合に例えばですけども、先ほど申し上げました現場の事務所を一時的に海岸保全区域あるいは一般公共海岸に設置する場合は、7条、あるいは37条の4の占用の許可は必要になっています。これは一般的には、埋立の免許あるいは承認後に必要に応じてその許可が必要になる、占用しようとする場合はやるというようなことで行われていると思います。

これについては、土木建築部のほうでこの法律を所管していますので、確認していただけたらどのようなことになっているのかということはわかると思います。私の記憶ではそうです。

○委員 わかりました。それで今の海岸法のご説明というわけですけど、それと別に、今回、計画としては、琉球諸島の沿岸海岸保全基本計画というものがございますね。それについては先日お話を聞きしたとおり、基本的にはゾーニングをして、そこは海岸として積極的に保全する区域ですので、基本的に工作物等の設置は認めないということになっていますよね。

ちょっと正確に見てみますか。この計画の20ページです。「(4)海岸環境を積極的に保全する区域、海岸環境を積極的に保全する区域については、市町村、地域住民の意見を十分聴取した上で、次の3点に留意して設定する」ということで設定して、「なお」ということで、「海岸環境を積極的に保全する区域については、原則的には護岸等の海岸保全施設等を設置しない区域とする」と、これも先日ありましたが「ただし、本区域に設定された場合、上記3点や社会的状況の変化によりやむを得ず海岸保全施設等の設置の必要性が生じてくれば、関係機関と調整の上、海岸保全施設等の設置の可能性があるものである」というようになっていますね。

○職員 はい。

○委員 今回先ほどから話があるように、この北東側にこの海岸環境を積極的に保全する区域のゾーニングの部分がありますよね。

そうすると、原則としてこれは海岸保全施設等を設置しない区域、積極的に海岸を保全する区域ということになってきますね。仮に例外的にこれの設置を認めるとしても、関係機関と調整をした上でその可能性を考えなさいということになっていますよね。ただし書きで。

○職員 はい。

○委員 そこで先日来話をお聞きすると、防衛局としてはこの調整という作業はしていないわけですよね。

○職員 はい。

○委員 していないわけですよね。

これは、この計画の手続的には、極めて必要な手続を欠いているということにはならないですか。

○職員　　ちょっとこの件について、再度当時の担当者も含めて、当時どういう考えだったかということについて確認しました。

これについては、関係機関と調整の上海岸保全施設の設置の可能性もあるものであることから、当該計画に違背するものではないと判断したということです。

○委員　　ちょっと確認しますけれども、一応関係機関と調整手続を義務づけている1項の基本計画では、義務づけているけれども、今回は埋立の申請では、今回それがされていないと、それは認識はされていたのですか。

○職員　　していなかったと思います。

○委員　　してはなかった。つまり願書にも特に何も書かれてないし、それについて。

○職員　　なかったと思います。

○委員　　ですよね。それについて、こちらの手持ちの情報で調整しているか、してないかというのは、把握する情報はないという感じだったのですか。

○職員　　ここについては一般公共海岸ですから、港湾区域でもないということで、許可権は県の海岸防災課にありますので、もし調整をしていけば同じ課ですからわかります。

○委員　　ですよね。

○職員　　はい。

○委員　　結局調整はないということなので、これは審査の段階では、調整がないというのは具体的には認識はされてはなかった。

○職員　　調整がないという具体的な認識と申しますと。

○委員　　つまり、これは通常の手続だと、例えば民間の埋立などの場合だと、この計画をクリアするためには関係機関と調整しなさいとあるわけですから、あらかじめ海岸防災課と調整をして、この計画は大丈夫であるか、問題点はないか、この基本計画の趣旨を害しないかなど、いろいろ調整した上で、認める認めないというか、やっていくと思うのですよね。

○職員　　はい。

○委員　　今回一切そういうものはないですよね。事前の調整、この基本計画の上での調整手続は。

○職員　　ちょっとよろしいでしょうか。

これは公有水面埋立の申請に限らず、例えば何らかの土地の改変行為を行う、あるいは

何らかの施設をつくる場合は、関連する法律は種々あります。

例えば、県土保全条例に基づく開発の申請であったり、あるいは都市計画法に基づく開発申請、あるいは赤土等流出防止条例に基づく届け出、あるいは諸々の届け出、あるいは許認可ありますけども、それはこの協議をやっていないからほかの手續に波及するかと言いますと、必ずしもそうでない場合がほとんどだと思います。

法律上の位置づけとして、そのように書かれていれば当然それはあるかと思えますけれども。

○委員 時間の関係もあるので先に進みますけども、今回申請の中で、この調整がされていないというのははっきりしていますよね。

○職員 はい。

○委員 それについて、審査の段階で担当の方は具体的に調整がないなということを認識していたわけではないわけですね。

○職員 すみません。ないなというのはどういうことでしょうか。

○委員 つまり3号を審査、チェックする場合に、この関係機関との調整がないということを理解した上で、これは「適」ですと言っているのか、そうではなくて、これについては認識がない段階で、認識がないけれども「適」としているのかということ、ちょっとお聞きしているのです。

○職員 ですから、調整が終了しないとできないというような認識ではなかったと思います。

○委員 わかりました。

ほかの委員の方。

○委員 委員の●●です。ちょっと戻りますけれども、先ほどの生物多様性基本法に基づく。

○職員 すみません、ちょっと委員。今の件で補足の説明をしてよろしいでしょうか。

この琉球諸島沿岸海岸保全基本計画に基づくゾーニング、海岸環境を積極的に保全する区域であることを理由に、埋立の免許を拒否した事例は私の知る限りではございません。

それとあとは、逆に海岸環境を積極的に保全する区域での埋立を認めた事例も確かあるというように聞いております。

ですから、この事例については、詳細に私は今思い出せませんので、土木建築部のほう、あるいは農林水産部のほうに確認していただいたら、どのような事例があるかという

ことが確認できると思います。すみません。以上です。

○委員 先ほどの生物多様性基本法絡みのことでお伺いしたいのですけれども、これについては前回もお伺いして、前回のご説明で、1つは私も裁判関係の書類、取り消し訴訟における意見書を再読させていただきました。

それからまたハンドブックのほうも、1つ参照されたのはハンドブックであるということで、ハンドブックの先ほどお読みになったところも、私再読させていただいたのですけれども、それで名護市長に対してもそうですし、それから名護市長に対する意見の前にこの裁判の書類が書かれているわけですが、裁判の書類の上でもそうなのですから、この法律、生物多様性基本法というのは、生物多様性に関する国の基本方針は方向性を決めているけれども、しかし、この法律は土地利用の制限、あるいは環境保全に関する規制基準等を定めたものではないということから、したがってこの3号のよところの法律に基づく計画には該当しないと。こういう形になっているわけですから、改めてお伺いするのでありますが、この土地利用の制限や、あるいは環境保全に関する規制基準、これが私はどこを根拠に皆さんがこういうことをおっしゃられたのか、根拠と判例を探し、それから裁判の書類も探したのですけれども、こういうものがどこにも出てこないように思うのですけれども、これはどう考えたらよろしいのですか。

○職員 先ほどから何回かご説明しているのですけれども、確かにこの表現は誤解を生む表現だったかもしれないと、今にしてみれば思います。

我々の考えとしましては、先ほどからありますように、いわゆる例えば国土利用基本計画ですか、そういったものも対象にはなるということです。

あるいは県の土地利用の基本計画など、そういったものは3号の対象にはなるのだけれども、それをもってその埋立の可否を判断するというようなことは、なかなか我々としてはその当時、それで可否を判断することは困難ではないかということです。

そういう意味で、3号の計画として、これをもって何らかの判断をするということが困難ではないかという意味で書いたつもりですけども、ちょっと表現上は非常に限定された形になっておりますので、ちょっと誤解を生むかもしれないと思っております。

○委員 環境保全に関する法律に基づく計画という形でいきますと、環境保全に関する法律というのはもちろんいろいろあるわけですよね。いわゆるこの公有水面埋立法の大幅な改正時点以降にも環境法がいろいろ出てきているわけですけども、この規制基準というのは、例えば昔の公害問題の時代には、大気や、水、騒音など、その時代には規制基準

という発想は非常になじむものだったわけですが、最近出されてくる環境関係の法律というのは、そういう規制基準というようなことになじまないものが非常に出てきたわけですね。景観法もそうですし、それから生物多様性というものも規制基準という形で決められるようなものではありません。

そういう新しい環境についての法律、そこで打ち出している方向性で、例えばこの沖縄の場合には、沖縄の生物多様性を大事にしようと、あるいは沖縄21世紀ビジョンで打ち出しているような北部圏域だったらこういう地域にしていこうと、そういう大きな方向性とバッティングするというようなことは、これは違背ではないかと思うのですが、そういうお考えには、そういう判断基準の設定はなさらなかったということですよ。

○職員 委員のおっしゃるバッティングというのは。

○委員 つまり従来のような、昔のような公害の時代の法律と違って、規制基準というものにはなじまないような新しい考え方の環境法が出てきて、生物多様性基本法などは、これは数値で縛れるようなものではないわけですよ。

だからその法律に基づいて、沖縄だったらこういうようにしていこう、生物多様性を大事にしよう、とりわけ北部に関しては世界自然遺産に登録できるような形にしていこうという、それはある意味方向性ですよ。これは方向性であって規制基準ではないけれども、そういう方向性と今回出された埋立計画が、バッティングとは違背のことです。つまり方向性として違う方向を向いてないか、こういう方向で埋め立てていってしまったら、県が打ち出している21世紀はこういう沖縄にしようという、とりわけ北部についてはこうしようという、そういう沖縄のビジョン、将来ビジョンとバッティング、つまり違背すると、そういう違背というようなご発想は、このチェックの時点では上がりにくいということなのでしょうか。

○職員 1号のハンドブックの解説ではですね。

○委員 1号ですか。

○職員 はい。良好な住宅地の前面の工業用地造成目的で埋め立てられると、こういった一般的な基準からしても認めがたいというような場合はあるかと思いますが、今回のものは一般的な基準からしても認めがたいと言えるのかどうかという点かと思えます。

我々としては、当時は、そもそも委員がおっしゃっているような生物多様性国家戦略ですね。それに違背するものではないのではないかというような判断をしたということです。

○委員 先にいきますけれども、その際、そこを普天間代替の飛行場にするのは、あそこで軍用機を飛ばすということで、軍用機について騒音など、低周波音についてやっていますけど、それは飛行経路がこうだという形でやっておられますけれども、それがヤンバルの森の上空を訓練飛行するというようなことは、そこはチェックの対象外と。

どう使われるかということになりますけど。2号関連では、読めるか読めないかという話が出るかもしれませんが、1号でも読めるし、3号でも読めると思うのですけど。

○職員 一般的な考えとしてですけれども、環境影響評価はある行為をすることによって出てくる影響を見ます。今、現に、こういう説明が適切かどうかわかりませんが、北部では訓練が行われていると。飛行場をつくる場合に、どこまで見るかということだと思います。

○委員 そうですね。

○職員 今回の場合は、飛行場の周辺の周遊飛行です。それからホバリング、そこは入っていたかと思います。それ以外のものについては、確か事業者のほうは対象外だということをやっていたかかと思っています。

○委員 やっていませんね。

○職員 はい。

○委員 それは防衛省の省令もそうなっているからなのですけれども、実際にはそうではなくて、軍用機の場合は、民間の飛行機とは違って訓練というのがあるわけですよね。それを県の環境アセスのチェックでは、そこを事業者がやっていないことをそのまま容認してこられたわけですが、埋立審査の際にも、そういう形で訓練飛行で実際にヤンバルの森の上を飛ぶと、そのことについては一応それは審査の対象外というご判断であったということですね。

○職員 そのときにどこまで見るかということについて、どこまで話したかはよくは覚えていませんけども、基本的に環境影響評価の手続は終わっておりますので、これは比較衡量になるかかと思いますが、那覇空港も自衛隊機が使いますよね。しかし、自衛隊機の訓練の部分までは確か予測評価にはされていなかったかと思っています。

ここは飛行場としてどこまで見るかということについては、主務省令で決まっていたり、あるいは県の条例に基づいて判断したりということは必要かかと思っています。

○委員 それ以上のことは、今回県のほうのアセスの審査でも、埋立の審査でも、そ

れを超える部分に関しては一応検討対象外というご判断であったと。

○職員 対象外といますか、そのときに対象外とすると明確に決めたわけではないかもしれませんが、基本的にその補正評価書が環境保全図書という形で添付されておりますので、我々としては環境保全図書を審査するというので、審査あるいは手続は行いました。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○委員長 ほかにどなたかおられませんか。いいですか。

ちょっとだけ、1つ、2つ聞かせてください。1項3号要件で、審査事項で1つは都市計画法に基づく計画に違反していないかということがありますね。

2つ目に、いわゆる環境基本法に基づく公害防止計画が許容されているとありますけれども、皆さんたちが、この法律2つはそれに該当するかしらないかは検討されたわけですよね。とりあえずは。

○職員 はい。

○委員長 都計法に違反する点はないかどうかというのは検討された。環境基本法に基づく点についても検討された。

○職員 はい。

○委員長 それ以外に皆さんたちが、その他いわゆる国または地方公共団体の法律に基づく計画に違反していないかという部分で、ここの部分でどのような法律を対象としなければいけないかというような具体的な法律というのはあったのですか。

○職員 ありません。

○委員長 それはない。

○職員 はい。

○委員長 そうすると、当然それがないということは、今言った都計法と環境基本法以外の法律はもう、そもそも検討対象ともしなかったと、そういうことですか。

○職員 いいえ違います。

○委員長 検討対象とはした。ですからどういう法律を検討対象としたのですか。

○職員 先ほどのご質問がありました、名護市から指摘、意見が出ていた計画は全て読みましたし、それ以外にも、ちょっとお待ちください。

第4次沖縄県国土利用計画といったものも入れていましたし、第4次名護市の総合計画、名護市都市計画マスタープラン、名護市土地利用調整基本計画、名護市観光振興基本計画、

名護市景観計画、生物多様性基本法、生物多様性国家戦略、生物多様性おきなわ戦略、自然環境の保全に関する指針、こういったものについてチェックはしたというように記憶はしています。

○委員長 そのチェックをしたというときに、結局、今挙げていただいたものは、全部いわゆる審査事項の(3)その他国または地方公共団体の法律に基づく計画に該当するというので、それに該当するかしらないか、違背しないかどうかということを検討したと、そういうことですか。

○職員 全て該当するというのが前提ではございませんけれども、例えば法律に基づく計画かどうかということについては、まず最初のスクリーニングをしまして、さらにその計画の達成を妨げるかどうかという点について審査したというように記憶しています。

○委員長 要するに、もう1回結論で聞きますと、今読み上げられていた名護市の条例、その他いろいろありますね。これはいわゆるこの審査事項(3)国または地方公共団体の法律に基づく計画というようなものに該当して、それについて審査をして、そしてそれが、それに定めるものを妨げるものではないというような判断になったと、そういうように伺ってよろしいですか。

○職員 先ほどから説明していますけれども、名護市の意見に出てまいりましたので、我々としては、まずそれが法律に基づく計画であるかどうかを検討すると、それ以外の名護市以外の計画もありますけれども、その上でその計画の達成を妨げるかどうかということについて検討するというので、もしそれが妨げるということであれば、法律に基づく計画であって、かつそれが達成を妨げるということであれば、3号に違背しているという手順になるかと思えます。

○委員長 ですから、端的に明確に答えていただきたいのですが、今おっしゃった、そういう名護市の指摘したものというのは、この(3)の「国または地方公共団体の法律に基づく計画」というようなものに該当するという判断をしたのですか、しないのですか。

○職員 ですから何回も説明していますけれども、該当するものもあればしないものもあるというような判断だったと思っております。

○委員長 なるほど。該当するものについては、それはその結果を妨げないというような。

○職員 そうです。

○委員長 そういうことですね。

念のために、該当すると判断したものと、該当しないと判断したものを、具体的に後でペーパーで出していただけますか。

○職員 一応検討してみます。

○委員長 お願いします。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

第2のいわゆる1号要件の認定審査基準について、これも委員のほうから、最初ちょっとお願いしましょうか。

○委員 私、●●のほうから質問しましょう。

ヒアリング項目の埋立の必要性の部分でお聞きしたいと思いますけども、まず前は担当者についてお聞きしましたけれども、この必要性についてはどなたか担当者というのを、特定の方を決めて審査していたかどうか。これについてお聞かせいただければと思いますが。

○職員 審査している当時は、普天間飛行場の代替施設建設事業の埋立の申請書の審査と、それから那覇空港滑走路増設事業の埋立の審査、これはほとんど9月以降同時に進行していったというように記憶しています。

基本的にこの普天間飛行場代替施設の部分については、土木技師の●●と、きょうここに来ていますが●●、当時は●●ですが、この2人を中心に審査をお願いしたという記憶はあります。

那覇空港については、●●とそれから●●を中心に審査をお願いした覚えはありますが、ただ基本的に同時に進行しましたので、必ずしもきちっと分けた形ではなくて、例えば埋立の必要性については●●と●●、これは2人とも土木の技師ですので、2人で話し合っているような場合もありましたし、あと●●と●●が話し合っ、それでそういった話に私が加わるといったようなことでありましたので、明確に線を引いていたというわけではございません。

○委員 わかりました。主に●●さんと●●さんというのが主に担当したという形でしょうか。今の説明では。

○職員 そうです。

○委員 はっきりは区別してないけれども、主とと言えばそういうことですね。

○職員 はい。

○委員 それで、私のほうも内部の審査過程をあまりよく知らないのですが、必要性につ

いて審査の過程をちょっと全般的に説明していただきたいのですが。

○職員 基本的に必要性については、普天間飛行場代替施設については、確か25年の10月ごろから審査表の作成を始めたという記憶があります。

ですから、審査表に可能な部分を担当者が記入していった、それを私に見せると。あるいは担当者同士で話し合いをして、記載ぶりが適切かどうかについて意見交換をするといったような形で、審査表を作成していったという記憶があります。

○委員 審査表というのは、いわゆる審査基準の表のことですか。

○職員 はい。

○委員 10月あたりから審査表に記入し始めたということですが、必要性については当然願書に埋立必要理由書がありますよね。それは対象になるとして、それを踏まえて審査をする際に、具体的に何をどのように検討したかというのは、何かご説明いただければ助かるのですが。

○職員 その審査の各項目について検討していったということですが。

○委員 そうですね。もう少し具体的に言いますと、この埋立必要理由書、これを審査するわけですが、ほかに例えばこの埋立の必要性、今回は特に米軍基地関係の問題ですので、ほかに例えば基地対策課と協議したり、あるいは照会をしたり、そういうことがまずあったかなど。それから、資料的に具体的にどういう資料を参考資料として使用したのかなど、そういう審査の課程、それをちょっとご説明いただければと思いますが。

○職員 その記載内容について審査したというのがまず前提にありまして、これについて、埋立の必要性が適正かどうかということについて、他の部局に意見照会をしたという記憶は私にはございません。

ただ、当時は、我々は審査スタッフと呼んでいましたけども、審査スタッフの審査の状況というのは逐一報告を求められておりましたので、部の部長などですね。ですから1日に数回入ることもありまして、経緯表のほうを見ていただければわかりますけども、報道発表もかなり頻繁にやっておりましたので、そのときの報道発表の文書等まで全部、部長のチェックを受けて提出するというような体制でしたので、頻繁に、それこそ1日に多いときは3回でも、4回でも、その状況について報告するというのをやっておりました。

ですから、基本的には部内で審査を、我々のほうがたたき台をつくって、上司に報告をしてチェックを、チェックといいますか、必要に応じて修正、あるいは考え方についても少しここを整理したほうがいいというような指示を受けて、審査を進めていったという

ように記憶しています。

○委員 今のお話だと基本的には部内で検討したということですがけれども、この必要性の関係で議論になったり、疑問点が出たりなど、そういう問題はございませんでしたか。

○職員 問題といたしますか、基地の移設ですので、やはり考え方として、基地を移設するということについての合理性があるのかどうかということについては議論した覚えがあります。

○委員 移設することについて合理性があるかということ。

○職員 理由ですね。

○委員 理由。

○職員 理由について、公有水面埋立法の観点からして合理性があるのかどうかということについては議論した覚えがあります。

○委員 具体的にどういう議論かというのは、どうでしょうか。今説明していただけますか。

○職員 具体的にと言われましてもよく覚えておりませんが、県内に、当時知事等も県外移設も含めて検討すべきだというようなお考えを持っていらっしゃいましたし、我々としては公有水面埋立法の観点からどのように考えるべきかということは議論した覚えがあります。

○委員 どのように考えるべきかというのは記憶していませんか。議論した内容ですがけれども。

○職員 いや、覚えてません。

○委員 それは覚えてない。この必要性について、資料的なものとして、具体的にこういう資料を参考にしたというものはございますか。

○職員 よく覚えてません。なかったかもしれません。

○委員 特に。

○職員 よく覚えてません。

○委員 審査基準の埋立の必要の欄には、大きく分けて必要理由と埋立位置の規模というものに分かれていて、必要理由の部分が(1)～(6)までですね。

(1)を読みますと、「埋立の動機となった土地利用が埋立によらなければ充足されないか」や、(2)が「埋立の動機となった土地利用に、当該公有水面を廃止するに足る価値があると認められるか」云々、(3)、(4)、(5)、(6)と続いているわけですが、まさに

埋立をすべきかどうか、県内にはいろいろ議論がありましたよね。

○職員 はい。

○委員 先ほど申し上げたように、当時の仲井眞知事も県外移設というような趣旨の発言をされていたと思うのですが、このあたりは議論として出てきそうな気もするのですが、審査の過程で。つまり、辺野古のほうに移すのが必要性として合理性があるのかという議論が出てきそうな気もするのですが、どうでしょうか。そのあたりの議論、疑問点などが出たかどうか、疑問点、議論の内容など、覚えていらっしゃいますか。

○職員 委員のご質問の趣旨がよく…。

○委員 知事も埋立について県外移設という趣旨の話がされているし、それから県内でも議論になっていましたよね。

○職員 はい。

○委員 だから、そこで埋立の必要性についていろいろ議論になったのではないかという気もするのですが、そのあたりは特にそういう議論があったかどうか。そういうことを今覚えていらっしゃるのかということ、ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○職員 例えば知事から県外移設運動、あるいは地元の合意がない、理解が得られない基地建設は不可能だというような発言はあったと思いますけども、それを前提に審査しなさいといったような指示はございませんでした。

○委員 指示を聞いているというよりも、審査をする担当者として、必要性について県内においては大きな議論があるわけですから。そのあたりについてどういう議論がされたのかと、その審査の過程においてです。それをちょっと聞きたいと思ったのですが。

○職員 どこまで議論したか、すみません、よく覚えておりません。

○委員 先に行きましょうね。

皆さんの審査の内容を拝見していると、普天間の辺野古への移設については、沖縄県と防衛省で一連のやりとりがございましたね。

○職員 一連のやりとりと申しますと。

○委員 これは把握してないかどうか。防衛省が出しているパンフレット、これをご覧になっていますか。

○職員 これは見た覚えがあります。見たと思います。

○委員 タイトルは「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」というパンフレットで防衛省が出しているものですが、これは見た覚えがありますか。

○職員 確か見た覚えはあります。多分政府かどこかのホームページかに載っていました。何か見た覚えはありました。ちょっと中身まではよく覚えていませんけど。

○委員 なるほど。それからこのパンフレットに対して沖縄県が質問をして、それから防衛局が回答をするというやりとりがあるのですが、これは把握していらっしゃるんですか。

○職員 確か、例えば海兵隊の駐留の必要性など、そういったことに関するやりとりだったかというように覚えてはいますけども。

○委員 第1次質問、第1次回答、第2次質問、第2次回答というふうにやりとりがあるのですが、今のお話だとこの審査の過程で、このパンフレット、あるいは質問と回答というやりとりについては、資料としてはそんなに具体的に検討したというわけではないのですか。

○職員 ちょっとはつきりは覚えていません。パンフレットを見たという点と、それから地域安全政策課のほうからの質問だったと思いますけど、それは見せてもらった覚えがあります。

○委員 なるほど。

○職員 最終的な回答は途中で終わっていたかと思います。

○委員 ですね。それは今回の審査にあたって、必要性の関係で関連すると、それについてこのパンフレット及び質疑、質問と回答、これについて細かく検証しようという形ではないわけですか。

○職員 細かく検証したというようなことはやっていないと思います。

○委員 なるほど。そうすると、主に埋立必要理由書をチェックしたということになるのでしょうか。

○職員 はい。

○委員 ただチェックするといっても、読んで、ああそうかということで進めているのか。中身についてどのように検討したのかということはある得ると思うのです。

○職員 我々の結論としたことが審査結果に書かれている中身です。

○委員 審査結果を拝見していますけれども、普天間飛行場の騒音と、この審査結果を読んでみますと、「現在陸域にある普天間飛行場は、周辺に学校、住宅、病院などが密集し、騒音被害や航空機事故の危険性など住民生活に深刻な影響を与えている。また、平成16年には沖縄国際大学敷地内で墜落事故も発生しており、同飛行場の危険性の除去は喫

緊の課題である。滑走路は延長線上を海域として住宅地上空の飛行を回避するためには、沿岸域を埋め立てて代替施設を建設する本埋立計画は、集落等の上空を避け、環境問題や危険性の回避を図ることとなっていることから、埋立動機となった土地利用が埋立によらなければ充足されないことについて合理性があると認められる」と、そういう内容で書いていらっしゃるんですけども、普天間基地の危険性の除去というか、その点ということ自体は大方の理解を得られると思うんですけども、それが直接県内あるいは辺野古の海を埋立の必要性につながるかという疑問はあると思うんですけど、このあたりは検討されませんでしたか。

○職員 これについては、部長が確か百条委員会でも説明しているんですけど、知事の発言や県外移設は結果的には早いのではないかとということや、あるいは地元の理解の得られない発言、そういう知事の政治的な考え、あるいは選挙公約であったマニフェスト、そういったものについては審査の前提条件としないと。なぜかと言いますと、審査基準にそういうものがないからです。

したがって、我々としては公有水面埋立法にのっとって審査をしたというように当時の部長が発言していますけども、そのとおりでいいと思います。

○委員 そうすると、埋立理由書に戻って当時のお考えを聞きたいと思うんですけども、要約版をお配りしているのですがお手元にありますか。

○職員 大丈夫です。どうぞ。

○委員 埋立必要理由書、これをご覧いただいても結構ですけども、埋立必要理由書の中で、1ページの真ん中のほうに、国外、県外への移設が適切でないことについてということで、必要性の理由を説明していますよね。

○職員 はい。

○委員 その最初の項目が、いわゆる中国の軍事力の近代化云々で、在日米軍全体のプレゼンスや抑止力を低下することはできない云々で、というのが1つの理由ですね。

それから次の理由が、潜在的紛争地域に近いまたは近すぎない位置が望ましいということで、沖縄は戦略的な観点から地理的優位性を有しているなど、そういう説明をしているわけですけども、ここについて最初、2番目について、これは本当にそうなのかという議論はなかったのですか。検討はされなかったのですか。

○職員 本当にそうなのかと。

○委員 審査する立場として一応理由が書かれているんですけど、この願書の中では、

いわゆるこのタイトルにあるように国外や県外の移設が適切でないことについて、つまりは県内の移設が適切だということを書いているわけです、理由を。これについての検討内容ですね。具体的に例えば最初の項目は、いわゆる抑止力が低下する云々というのが1つの理由であるし、それから2番目の理由は、地理的な関係がその理由になっているようなのですが、これは本当にそうなのでしょうかというような検討チェックは加えたのかなのか。

○職員 本当にそうなのかなのかということについて、何をもって調べるのかという点もありますけれども、そこまではやっていなかったというように記憶しています。

○委員 皆さんの理解としては、例えば最初の項目で、抑止力が低下することになるといったことや、それから沖縄は地理的に潜在的紛争地域に近いまたは近すぎないの地理的に優位性があるなどという、そういう理由については具体的にはどのように審査したのでしょうか。

○職員 そこについては、委員がおっしゃるようにそれを具体的に検証するような手法があるのか、どうなのかもわかりませんし、その当時はそこまではやっていないと思います。

○委員 先ほどもお聞きしましたがけれども、県の質問、回答の中で、この点について疑問を提起していますよね。

○職員 ありました。

○委員 それをご存じですか。

○職員 はい。

○委員 県の質問、回答、質問、回答に、1次、2次でありますけど、今この願書の中で必要な理由として記載されている項目について、沖縄県自身が非常に疑問を呈しているのですが、ここの疑問等については。

○職員 これは疑問点についての、県外移設が早いとその当時知事がおっしゃっていた、あるいは地元の理解が得られない基地建設は不可能であるといったような、そういう議会での答弁等については、当時知事公室が作成しておりました。

ですから、どういう考えであったかということについては、知事公室に聞いてみないと思います。

我々はあくまでも公有水面埋立法、その法律施行令、施行規則、あるいは関係する解説本、そういったものにとって審査をしているというような状況でした。

○委員 法の手続にのっとってやっているということですが、この必要性という概念は、ある程度抽象的な一般的な概念というか、そういう気はするのですが、審査を担当する皆さんの理解としては、必要性というのは具体的にその判断基準ですね、必要性の概念や判断基準というのは、具体的にどのように捉えていたのかというのを、ちょっと説明していただけますか。

○職員 まさしくここに書いてある審査結果が、我々の判断基準そのものです。

○委員 本件の結果ではなくて、審査基準あるいは審査基準の法律で言っている必要性という要件です。

○職員 これについては解説があったのではないかと思います。

必要性そのものについて、こういう必要性なら了とすべし、あるいはこういう必要性については否とすべしというような通知はなかったと思います。

ちょっとお待ちください。これですね。公有水面埋立実務便覧の212ページなのですが、埋立の理由等についての部分で、法定受託事務処理基準では、「免許の審査に際しては、埋立を必要とする理由及び埋立の規模の算出根拠を確認すること。また工業用途の埋立であって立地予定業種が特定しているものについては、その生産規模を確認すること」というようなものです。そのような処理基準がありますから、そういうものを踏まえて判断したと思っています。

○委員 その解説を聞いても、必要性の判断基準というのがもうひとつ包括的な書き方になっているという気がするのですがね。

○職員 はい。

○委員 そうすると、ここは判断の余地がある程度広いのかという気もするのですが、必要理由説明書ですが、特に国外、県外が適切でないというところの項目について、具体的にどういうところ、あるいはどういう資料、あるいはどういう考え方、あるいはどういう基準で審査をしたのかということなのですかね。

○職員 先ほども申し上げましたように、基準というのは国からも示されておられません。ここにありますように、審査結果にあるものが、我々の考えた考え方ということになりますけれども、そのときにどういう議論があったかということについては、よくは覚えておりません。

○委員 沖縄県が先ほどから示しております防衛局に対する質問、これの中ではいろいろ疑問を呈しているのですよね。例えば地理的に優位性があるということについては、

1次質問の中ですが、位置関係において米軍の沖縄駐留と国内の他の都道府県に駐留した場合と比較して、軍事作戦上致命的な遅延につながる程度の差が生じるのか云々と、つまり地理的な優位性の関係で他の都道府県とどこにどういう違いがあるのか、それがはっきりしないではないかという質問を出してるのですが、このあたりについて検討された記憶はございますか。

○職員 質疑の応答内容については、先ほど申しあげましたように見た覚えはありません。しかし、それを基準に埋立の必要性が低いというような判断はないと、認められないという判断はしなかったと。

仮にですけれども、我々のこの審査の中身が、知事公室として間違っているということであれば、これは起案の段階で知事公室にも合議してありますので、そのときに何らか、そもそもおかしいのではないかという話があったのではないかと思いますけれども、実際としてはありませんでしたので、この件については知事公室としても、公有水面埋立法上の判断としては、埋立必要の合理性があるということについて同意したというか、理解したというようなことなのかもしれないと思っています。

それから、先ほどの解説ですが、委員の方にお配りしている配付資料3の港湾行政の概要のほうにあるのですけれども、読み上げします。

1. 埋立の動機。埋立の動機となった土地利用が公有水面の埋立によらなければ充足できないことが説明され、さらに当該土地利用は公有水面を廃止するに足る価値を有することが主張されていること。

2. 埋立出願の時期。埋立の利用開始予定時期の設定理由に加えて、当該予定時期と埋立に関する工事に要する期間から、出願が現時点でなければならないことが説明されていること。したがって、時期的に見て不要不急の埋立ではないことが主張されているものであること。

3. 埋立の場所。埋立場所の選定理由について、代替案の比較検討の結果を含めて説明されていること。

4. 埋立の規模。埋立区域について、面積の算定根拠が埋立地の用途及び利用計画に照らして適正なること。

5. 埋立に関する工事の施工区域の範囲。埋立に関する工事の施工区域については、埋立に関する工事の施工上、必要最小限の区域を定めたものであることが説明できるものであること。

6. 埋立の施工主体。埋立地の利用計画に照らして、出願人の埋立の施工主体として適格であること。特に分譲埋立の場合は、立地企業の身代わり埋立でないことも説明できるものであること。

7. 埋立地の用途。埋立地の用途は、なぜ土地を必要とするかの動機等から自動的に定まるものであるが、埋立地の利用が多方面に与える影響を評価する上で重要な要素となるものであることから、なるべく具体的に定められていること。

そういうようなことが書かれていますので、そういったことも含めて審査したと思いません。

○委員 私はこれで、委員。

○委員 では●●に私のほうからお伺いします。審査事項の1番が、埋立の動機となった土地利用が埋立によらなければ充足されないかと、これについては、適否で○をつけたと、こういうことでよろしいですね。

○職員 はい。

○委員 審査の過程で、これは経緯について出ておりますけど、平成25年11月12日に知事に審査状況を説明というのがございますね。

○職員 はい。

○委員 審査状況を説明というので、知事への中間報告というのを出されておられると思うのですが、この中間報告を作成されたのは海岸防災課の皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。

○職員 そうです。

○委員 この中間報告を見ますと、この時点での県の主張は次の3点であると要約されていると思うのですね。1番は普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は危険性の除去であり、1日も早い移設・返還の実現が必要。2番として、地元の理解を得られない移設案を実現することは事実上不可能。3番として、日本国内の他の地域への移設が合理的かつ早期に問題を解決できる。

○職員 はい。

○委員 海岸防災課の皆さんがつくられたということですけど、先ほどのお話ですと、埋立の必要性については担当は●●さんと●●さんで、平成25年の10月あたりから作業を開始されていたと。その作業をされる中で、この11月12日の時点で中間報告をつくられて、この中間報告の時点では県の主張は今の3点だと、このように出されていたと。

この3点で先ほどの審査事項の1番を読むと、埋立の動機となった土地利用が埋立によらなければ充足されないかと。これは3番の日本国内の他の地域への移設が合理的かつ早期に課題を解決できるということが県の主張であるということからすると、こういう〇はなかなかつかないなと思いながら読ませていただいたのですが、先ほど委員とのやりとりの中で大変重要なお発言があったと思うのですが、その翌年の百条委員会で当時の●●部長が発言されたということですが、こういう今の1、2、3というものは、どちらかというと知事の政治的な主張、例えば選挙の際などの政治的な主張であって、それは埋立審査の前提とはしないと。なぜならば、それは審査基準には含まれていないからおっしゃったように思うのですね。

○職員 はい。

○委員 その最後の部分がわからないのですが、「審査基準に含まれない」、審査基準の1番目は、埋立の動機となった土地利用が埋立によらなければ充足されないから。知事の政治的な主張かもしれませんが、日本国内の他の地域でやったほうが早いと。これはここでなければならぬのかということに対して、明確にノーとおっしゃっておられたと思うのですね。これは知事の政治的な主張なのであって、それは埋立審査の前提とはしない。審査基準に含まれていないから。ここをもう少し丁寧に説明いただけませんか。

○職員 この11月12日の中間報告については、確かに当時の海岸防災課のほうで作成しております。中間報告で、要するに審査がまだ進んでいないところについては、それまでの県の主張を入れておいたほうがよいというような部長の考えがございまして、県の主張というのは知事公室をもとに知事が主張している点です。

下のほうに、一方弁護士の見解によるとというものがありますが、法定受託事務であるから、基地が要らないことをもって埋立は要らないとすることは裁量の範囲外となる可能性があるというようなこともございます。

ここでは、審査がまだ終了していないために、その時点での知事公室が主管となっております。普天間飛行場の移設問題に対する考えを記載したということで、これは別に審査の中身がそうであったということではございません。これは、当時の●●部長も議会ではそのように説明しております。

○委員 それは審査基準には含まれていないということですが、国内の他の地域への移設のほうが合理的かつ早期に課題を解決できるというような考え方は、それは知

事公室のお考えかもしれませんが、知事のお考えでもあったわけですね。

○職員 はい。

○委員 それとこの1番の、これでなければ充足できないかということに○をつけたということとは、どのように整合性がとれる話になるわけでしょうか。

○職員 先ほどもございましたけれども、知事の選挙公約あるいはマニフェスト、それを前提として我々は審査を行っているというわけではございませんでした。

○委員 はい。で、それは知事にはどう説明されたのですか。

○職員 そのとおり説明したと思います。

○委員 それを知事は了解された。

○職員 この審査表については、最終的に知事が印鑑を押していますので。

○委員 あまり、ストンとこないのですけれどもね。あまりストンと落ちないのですけれども、わかりました。その点はそういうご説明であると。

○職員 あくまでも公有水面埋立法の観点から、我々としては審査を進めたということとであります。

○委員 そうであっても、1番の充足されないかと、他の地域のほうが早いという考えの場合には、この1番は○にならないのではないかと思うのですけれども、それが○になるというところはわからないということを申し上げているのです。

ここでなければ必要性が満たされないか。他の地域のほうが早いと知事がおっしゃっていて、ここでなければならぬということにはならない。論理的にならないのではないかと、通常は思うだろうと思うのですけれども、これが○になるということがですね。確かに今のご説明で、中間報告はこの時点での、こちらについては公有水面埋立法に基づく審査はあまり進んでいなくて、ここには知事の考えを書いたというようなご説明ですね。

○職員 知事公室の所管している部分のものを書いています。

○委員 それは知事のスタンスでもあったというお話でしたね。

○職員 知事のお考えだったと思います

○委員 知事のスタンスかもしれないけれども、それはここでなければ必要性は満たされないかということについて、知事はそういうお考えでなかったということですね。

それは実は百条委員会でも繰り返し知事は発言されていますので、そういう意味では、承認された後の知事はそうおっしゃっていると。

その部分で、1がどうして○になるのかにはもう少しわかりやすくご説明いただけた

らと思ったのですけど。

○職員 公有水面埋立法の趣旨に鑑みて、我々は判断したということです。知事の政治的なスタンスなどは、我々としては別に前提条件として置かないということです。

○委員 あまりすっきりとしたご回答ではないと思いますけど、そういうご説明を受けたということで、私のほうは一応終わります。

○委員長 ほかにどなたか。どうぞ。

○委員 いくつか質問させてください。重複する部分はしないようにします。

今ちょうど議論になっておりました1番の埋立の動機となった土地利用の件ですけれども、埋立の申請書の中にこの必要性が書かれております。これは防衛省のほうから記述されて出てきたわけです。

○職員 はい。

○委員 それを検討されて、各項目について審査され、審査結果を記述されたという流れだと思うのですが、今話題になっている埋立によらなければ充足されないかどうかという点について、申請書の最初には、この申請書そのものが埋立の申請ですけれども、1番は埋立の動機並びに必要性という項目で記述されています。でも非常に奇妙なことに、この3分の2ページ程度の中に埋立という言葉は一度も出てきません。

これは奇妙にお感じになりませんでしたか。埋立が必要だったら、こうこうこの理由で埋め立てなければいけないともしっかりと書くと思うのですが、それが非常に私、奇異に感じたのですが、皆さんはどのようにお感じになったのでしょうか。

○職員 今委員がおっしゃっているのは、埋立の必要理由書ですか。

○委員 必要理由書の一番最初です。

(1)埋立の動機並びに必要性、ここには確かに埋立という言葉は出てきますけれども、本文の中に一度も出てこないと思っています。なぜでしょうと、奇妙に私は感じたのですが、全く議論はありませんでしたか。

○職員 多分最後の、移設先は辺野古とすることが唯一の有効な解決策であるとの結論に至ったと、この辺野古という言葉に埋立が含まれるというように考えたのではないかと。そこまで埋立という言葉が出ていないということについて議論したかどうかは、すみません、覚えていません。

○委員 わかりました。私は今どういう状況だったかを把握したいので質問させていただいております。

2番目の件ですけれども、公有水面を廃止するに足る価値があるかどうかという点について、公有水面埋立法に照らし合わせてみれば先ほどのようなご説明かもしれませんが、全般的に自然環境の保全に対する議論が欠落しているような気がして仕方がないのです。

○職員 はい。

○委員 例えば、最初議論された生物多様性のさまざまなルールに関しても、これをつくりたいけれども、生物多様性の観点からはここが重要なのでここも保全しなければいけない。では、このなかなか相入れない2つの意見をどう解決していこうかということが正当な議論のような気がするのですけれども、県のほうがお書きになった廃止する価値があることについて合理性があるというところに、なぜその自然環境、生態系の重要性という観点が書かれないのかと。これは、ここを記述する側の問題のように感じるものですから、どのようなお考えだったかをお聞かせください。

○職員 生活環境も含めてですけども、自然環境への影響、あるいはその結果どのような状況になるかと。それを事業者としてどのように環境保全措置をとっていくかというようなことについては、添付図書であります環境保全に関し講じる措置を記載した図書に書かれております。

我々としては、そういうものも踏まえて、ここの部分については書いたと。このような書きぶりにしたということです。確かに委員がおっしゃるように、そこの部分について書きぶりが足りないのではないかというようなご指摘については、改めて今見てみますと、そういう部分についての記載が確かにちょっと少ないかもしれないというような感じはします。

○委員 生態系に関する記述等については、環境保全措置の記述、この後議論することになるかと思しますので、そのとき改めて質問させていただきたいのですけれども、申請書の中に1カ所、2カ所だけですけれども、生態系に関してその構造や、機能を考えなければいけないという言葉が簡単に出てきますけれども、そこは非常に重要な部分だと思っております、埋め立てようとしているところがいったいどういう役割を持っていて、全体として人間とどうかかわっているかという議論をせずに埋め立ててしまうというのは非常に危険だという気がするものですから、またいずれ議論させていただきたいと思ます。

○職員 生態系については、確か環境保全図書の中で、生態系に関する予測評価、そ

れが環境保全措置と一応項目として含まれていたかと覚えています。

○委員 承知しています。何度も読みました。それがお互いに満足するかどうかということかもしれません。

あと2つ、お届けした疑問の中にあつたことは、そう今までの議論に比較して大きな問題ではありませんけれども、この時期が重要であるかどうかということについては、やはり生物全体の生活を勘案した大きな目で見たいという希望を持っておりまして、漁業に関してもどのようにあまり影響がない、支障がないというものかを、何となく今までとは違ってこれはデータで出し得るものだと思っておりますので、そのあたりの情報もあつたほうがよかつたかという感触を得ております。以上でございます。

○職員 ちょっとよろしいですか。

今の件、お答えになるかわかりませんが、例えば生活史ですか、そういったものについては、例えばジュゴン等についてはこれまで生活史がほとんどわかっていないというようなこともあつて、調査が、確かですけども平成12年かもうちょっと前かもしれませんけど、そこから継続して行われておりまして、一応生活史といえるものかどうかはわかりませんが、解明されている部分もあると、それを含めて記載されているということがございました。

あと漁業への影響については、まず1点目として、ここについては制限水域になっておりまして、網漁業でしたか、そういう漁業の制限がある区域でございます。また、それについても名護漁協が埋立に同意しているというような点もございましたので、我々としては、ここにありますような生活環境等の保全の観点から見てというようなところで、失われるというようなことには該当しないのではないかと判断したという経緯が確かあつたと思います。

○委員 やめると言つて、続けてはまずいかもありませんけど。

○委員長 どうぞ。

○委員 漁業に関しては、県内の各漁協が毎年データをとつていて、どこでどれだけの水揚げがあつた、どれだけ売れたかというような情報はあつたわけですね。

○職員 はい。

○委員 そうすると、ここを失うことによって今まで得られたものがどれだけ得られなくなるかという情報はあつたはずなのですよ。それが微々たるものなのか、やはり大切なものなのかというのは、数値を見ることによって説得力が増すのではないかと思つたも

のですから、今のような発言をしました。以上です。

○委員長 どうぞ。

○委員 ●●のほうからお伺いさせてください。先ほど委員が確認したところなのですけれども、防衛省の在沖米軍の海兵隊の意義及び役割及びこれに対する沖縄県の第1質問、第2質問と各防衛省の回答。これは見た覚えがあるとおっしゃってたのですが、審査の過程で見たものなのですか。それとも、一応県職員であれば一般的には見るものなのか。審査の過程で見たものなのですか。

○職員 見たのは平成25年ですから、審査を行っている途中だったと思います。

○委員 これを議論の俎上に上げて、この評価をしたりなど、そういうことはされてないですか。

○職員 こういうやりとりがあるなという話はした覚えがあります。

○委員 これが例えば防衛省の回答が十分なのかや、沖縄県の質問にこれがあるから必要性の評価に加えるというようなことは特にしていない。

○職員 そこまではやっていなかったと思います。

○委員 あと先ほど知事公室と合議をしているということですが、これは前回私が質問したかと思うのですが、この決裁文書を回すときに知事公室にも回っているという趣旨でしたね。

○職員 そうです。

○委員 知事公室とこの問題について特別に議論の機会を持ったなど、そういう趣旨ではないということですか。

○職員 もしかしたら、埋立の必要性についてこういう審査結果になっているということで話をしたことがあるかもしれませんが、ちょっと明確には覚えていません。

この段階では那覇空港の滑走路の増設事業とほとんど並行してやっておりましたので、2件の審査を同時にやると。那覇空港については那覇港の管理組合とも連携してやる、あるいは辺野古については農林水産部の漁港漁場課とやるということで、我々単独では決定することができないような状況でしたので、いろいろ関係する機関が非常に多くて、並行してずっとやっておりましたので、そういう状況ですから明確には覚えていませんけども、このような審査結果になったということで、ちょっと見てもらう機会があったかもしれません。

○委員 ただ、最初で関係機関等に特に照会をかけてない、例えば文書等でこれをど

う思うかなど、そういうことは特にやってないということですかね。

○職員 埋立の必要性に関して、特別に庁内の他の機関に意見照会することはこれまでも、辺野古以前もやってないと思います。辺野古でもやっておりません。

○委員 ありがとうございます。結構です。

○委員 先ほどの質問にあと1つ追加なのですけれども、中間報告というのがどういう経緯でつくられたのかは教えていただきましたけれども、平成25年12月23日に審査結果案というものを送られておりますよね。その審査結果案というのは、中間報告と比べるとかなり違う結論になっていて、それは審査が進んだからというようになるのかもしれませんが、先ほどのお話を伺う前は、中間報告と審査結果案というものはかなり方向が違うなど。その違うことになった中に、何か判断材料として新たに浮かび上がってきたものがあるのだろうかという形でいろんな資料を私読ませていただくと、ほとんどの資料は既に願書という形で出ていて、あるいは1次質問から4次質問までの質疑応答などを見させていただいても、とりわけ新たに追加の判断材料というように出ているものはないのではないかと思いつつ、この中間報告から審査結果案に至る間に何か新たな判断材料が出たのかということをお伺いしようと思ったのですが、先ほどのご説明では、そうではなくて中間報告で書いた3つの主張というのは、これはその当時はまだ審査は必要性に関して進んでいなくて、知事公室の考え方を出したということで、その後、審査が進むことによって審査結果案が12月23日に出たと。その間に、特に新たに追加の大きな考え方の変更を迫るような判断材料があったわけではないと。これはそういう理解でよろしいですか。

○職員 はい。

○委員 よろしいですね。

○職員 はい。

○委員 わかりました。

○委員長 ほかにないですか。

○委員 今の委員の質問に関して、終了したというのは、このあいだ聞いた12月の最後のほうということなのですか。

○職員 はい。

○委員 ということでよろしいですね。中間報告の後というのは。

○職員 はい。

○委員 今の委員の質問の中で、中間報告ですが、これはそこに書かれていた県の主

張というのは、知事公室と合議というか協議をして書いたものという説明ですか。

○職員 これは知事公室には事前に見てもらったことはしてなかったと思います。これはあくまでも土木建築部の海岸防災課と農林水産部の漁港漁場課の2課でつくったというように記憶しております。

○委員 では、いわゆる外部の知事公室などが関与してこういう内容になったというわけではないのですね。県の主張の部分については。

○職員 いわゆる土木建築部の考えではなくて、県の主張という表現にしていたと思います。この当時の普天間飛行場代替施設に関する県の主張はこのような主張ですと。これについて、弁護士の見解によるとということ、裁量の範囲外となる可能性が大だというようなコメントもつけたというように覚えておりますけども。

○委員 一応、これは海岸防災課内部で検討して書いた内容だということになりますね。

○職員 これをつくって当時の部長まで上げて、この内容でいいのではないかというような判断だったと覚えております。

○委員 この段階では、この県の主張のような審査結果もあり得るというお考えもあったわけですか。

○職員 ここに書かれていますように、裁量の範囲外となる可能性が大だということで、裁量の範囲外であってもそうしてほしいという思いがあったかもしれません。

○委員 誰からも、つまり知事や知事公室などから指示されてこの記載をしたわけではなくて、審査の過程で海岸防災課が部長の承認を得てこういう内容を記載したという流れですかね。

○職員 最終的な判断は部長ですので、これは土木建築部として、あるいは農林水産部としてこの資料をつくったということです。

○委員 その時点では審査は途中だということのようですが、可能性としてはこういう県の主張の方向に沿った審査、必要理由の部分ですけど、あり得たという考え方もあったのではないかという、ここに書かれていることからすると推測されるのですが、そのあたりの当時の状況というのを覚えていらっしゃいますか。

○職員 ですから、まだ審査が埋立の必要性については始まっていたと思いますけれども、どのように考えるかということについての方向性も含めてまだ明確なものがコメントとして書けるものがなかったと。そういうことで、この部分については、それまでの

知事公室が主体となってやっておりました県の主張を入れたということです。

ただ、これについては、ここにありますように裁量の範囲外となる可能性が大きいというようなコメントも併せて入れたという状況にあります。

○委員 以上です。

○委員長 ほかにどなたかないですか。

少し聞かせてくださいね。埋立の必要性の審査事項の(4)ですけれども、埋立をしようとする場所は埋立地の用途に照らして適切な場所と言えるかというようなことなのですが、これは海のほうに滑走路を延長して行って、集落等の上空を避けて環境問題や危険性の回避を図ることになっているということと、キャンプ・シュワブ内の一部の利用だから、埋立の用途に照らして適正な場所であるというように書いていますけれども、キャンプ・シュワブの場所というのは、説明を見ていると非常に静穏な、静かな場所だというような形での説明、地域ですね。

それが普天間飛行場の代替だということになってくると、非常に騒がしい、そのような施設になるということになるかと思うのですが、これは従来の用途を全く変えてしまうような使い方をする、そのような場合にはやはり何らかの疑問が出てしかるべきではないかと思うのですが、そのような観点からのお考えはなかったのですか。

○職員 供用時のオスプレイ等の運用による騒音の予測は、環境保全図書のほうで行われております。その中で確か環境基準を超過するような予測が行われているのは辺野古漁港の一部ということで、住宅地については、ちょっと確かではないですが、影響はほとんどないか、そのような予測になっていたと思います。

○委員長 いずれにせよ従来のシュワブの使い方と全く違うわけですよ。飛行場になってくると。そういう場合に、当然同じ基地があるからというようなことだけで、そういういわゆる用途に照らして適切な場所ということにはならないのではないかという気がするのですが、要するにそういうように具体的に基地機能の違いに基づく場所の適切性ということを考えてことは、検討したことはあるのですか。

○職員 基地機能の違いによる適切性というのは。

○委員長 要するに非常に静かな、それほど騒音等の発生しない使い方をされている基地と、今後、四六時中騒音が発生してくるであろう機能を持った基地という場合には全然違うと思うのですが、そのようなものを具体的に検討されたことはあるのですか。

○職員 環境保全に関し講じる措置を記載した図書の中で、供用後の航空機というの

か、騒音についても予測されておりまして、それについては辺野古漁港の一部が環境基準を超過するというようになっておりますけれども、住宅地では影響がほとんどないと。

「ほとんどない」だったと思いますけれども、そのような予測結果になっていたと思います。

○委員長 キャンプ・シュワブの一部を利用して設置するものであることから、埋立の用途に照らして適切な場所であることについて合理性があるというのはどういう意味なのですか。

○職員 ここについては、例えば今シュワブとして現に基地として使われていると。空港になったとしても、そこも引き続き基地としての機能を有していると。全く何も無いようなところにつくるというわけではないというような観点だったと思います。

○委員長 具体的に、シュワブの辺野古崎あたりの海岸線の環境はどのようになっているかということは検討されましたか。

○職員 これは環境保全図書にも記載されておりますし、それから我々、確か25年8月14日だったと思いますけど、現地調査ということで中に立ち入りをして、一応状況については直接見ると、このようなこともやってきました。

○委員長 認識されているわけですね。

○職員 はい。

○委員長 そうすると、そこが昭和30年のシュワブの使用開始以来、ずっとその海岸環境が非常に良好な形で保全されてきた場所だということは当然認識されているわけですね。

○職員 海岸については、改変されていない状況にあるかと思います。

○委員長 そうですね。

○職員 辺野古漁港については、当然その。

○委員長 漁港のことを言っているわけではありませんのでね。

○職員 漁港の整備が行われて改変されていると思いますけど。

○委員長 そうすると、そのときにそのような、いわゆる同じ基地であっても、従前の環境を全く残していくというような使用の方法と、それからその環境の、海岸線のほぼ全部という程度の部分を消失させてしまうというような使い方という大きな違いがあるわけですね。

○職員 はい。

○委員長 そのような場合でも、埋立地の用途に照らして適切な場所というようになるのでしょうか。

○職員 海岸線の保全をどこまで考えたかということについては、ちょっとよく覚えていませんが、同時期に那覇空港の埋立の審査をしております、向こうも比較的良好な海岸あるいは海域も改変するというような状況にはございました。

○委員長 それは少し問題のすり替えではありませんか。

次に、必要性の審査事項の埋立地の規模の問題ですけれど、いわゆる辺野古漁港の周辺3カ所を埋めるという計画がありますね。その3カ所の使用目的が作業ヤードということになっているのですけれども、そこ以外に作業ヤードを確保できる場所というのはなかったという、そういうような判断ですか。

○職員 これについては、確か1次質問から3次質問にかけてやっていたと思います。ここについては免許権者は漁港漁場課が所管しておりましたので、漁港漁場課が主になって質問したと思います。漁港漁場課では、事業者の回答を踏まえて判断したというように記憶しております。

○委員長 そうすると、それは皆さんの判断ではないと。そういうことですか。

○職員 第2回の委員会でもご説明させていただきましたけれども、漁港区域内の埋立の免許権者は漁港漁場課になっておりまして、ですから辺野古漁港区域内の埋立に関しての審査は、基本的に漁港漁場課のほうでやっております。

シュワブ沖の空港施設の本体部分については、海岸防災課が免許権者になっておりますので、我々のほうで、当時の海岸防災課の審査スタッフが審査をしたということになっております。

○委員長 ですから、結論から言いますとどうなるのですか。皆さんの審査ではなくて、漁港漁場課の審査だと、そういうことですか。

○職員 漁港漁場課が審査しました。当然、メインとなる施設は本体部分ですので、主として我々のほうが窓口になって事業者に対する質問を取りまとめると、そういうものは我々がやりました。しかし、埋立の許認可権そのものは漁港漁場課にございます。

○委員長 ここは、代替施設とそれ以外の施設という分け方をしているわけですよね。作業ヤードというのは。

○職員 漁港区域内かそうでないかという分け方です。委員長がおっしゃるように、代替施設の本体部分は漁港区域内には入っていませんので我々のほうでやります。

○**委員長** いわゆる埋立の規模の判断で検討する場合には、それが不必要な埋立の承認の部分については、そこは認めないという、そういうような取り扱いをしていくと、そのようなお考えですか。

○**職員** 法律上、それは可能だと思います。埋立区域を制限した免許というのがあります。

○**委員長** 基本的にはそういう考え方でいくわけですね。

○**職員** はい。

○**委員長** 規模の問題については、埋立理由書に書いてある必要面積をそのまま是認していったと、そういうことでよろしいですか。

○**職員** これについてはQ&A等を踏まえて、最終的には審査結果のとおり結果になったということです。

○**委員長** その審査結果のとおり結果というのは、言葉を変えて言いますと、埋立必要理由書に記載されている必要面積などを書いていますね、そのようなものをそのまま皆さんも必要だというように認めて、そのように判断していったと、そういうことですか。それとも、面積を小さくしたなどそういうことはありますか。

○**職員** していません。

○**委員長** それはないですね。

○**職員** 公有水面埋立法の施行令の第2条で、埋立区域を制限した免許というものがございまして、「都道府県知事は、埋立区域を制限してその出願を免許することを得る」ということで、これについては、解説では埋立承認にも準用されるというように書いています。

○**委員長** そういう中で、皆さんたちは、この埋立の規模を小さくする余地がないかどうかということは、本当に実際に、事業者が出している計画の内容を検討したことがありますか。

○**職員** これは当時の土木技師の担当者がこの部分について審査しましたので、いろいろQ&Aの中にも出てはいますが、いろいろどういう考えなのかということを知って、最終的にこのような審査結果になっているということです。

○**委員長** そうすると、具体的に言うと、結局どのような審査をされたのですか。

○**職員** どのような審査。

○**委員長** はい。

○職員 それぞれの必要面積については申請書の中にも書かれておりますし、そういったものの積み上げをして、さらに事業者との質疑応答の中で疑問点については確認するというやり方で、審査をしていったというように記憶しています。

○委員長 ほかにどなたか。

○委員 1点お伺いします。先ほど●●、裁量という言葉をおっしゃっていたと思うのですが、それで免許権者の免許拒否の裁量の基準というのがございますよね。4条1項各号の基準に全て適合している場合であっても、公益上の観点から免許すべきではないと判断される特別な事情が存しないかと。

これに対しては、審査結果が著しく不相当と認められる特別な事由は存在しないと、で適否は○となっているわけなのですが、先ほどの中間報告で出されていた知事公室あるいは知事の主張というのは、いわば県民の声を背景にしたものだと思いますので、そしてまた先ほど委員がおっしゃいましたけれども、あそこのすばらしい自然環境を保全するというのは、沖縄県にとっては大きな公益である可能性があると思うのですね。それに県知事の主張、そして県全体の考え的にもそういう自然環境の保全の利益ということ考えたときに、審査結果に著しく不相当と認められる特別な事由が存在しないという説明は、いかにも説明不十分ではないかと私は思うのですけれども。

ここの部分は明らかに、私は県民に対して、こういう判断なのでこういうプラスもあるけれども、逆に認めないことによりこういうこともあるという形で、ここは丁寧にやっていただかないと県民としては、中間報告からの経緯もこれありですね、非常にストーンと落ちにくいところだと思うのですが、審査結果はこの1行でよろしいと考えたそのあたり、もう時間が押していますけれどもご説明いただければと思います。

○職員 先ほどの中間報告の埋立の必要性の部分ですけれども、繰り返しになってしまいますけれども、弁護士のほうからは裁量の範囲外、要するに逸脱しているというような判断をされる恐れがある、でしたか、そのような状況になるだろうというような説明は受けておりました。裁量の範囲外となる可能性が大だと。

○委員 それはあれですか、結局弁護士の見解によると、政治的な判断により埋立は要らないとすることも1つの判断であると。

○職員 その前の文書です。今委員が読まれたのは、一番最後の○だと思うのですよ。3番目の○ですね。公有水面埋立の許認可は法定受託事務であり、基地が要らないことをもって埋立を要らないとすることは裁量の範囲外となる可能性が大と。

○委員 ということ、そこは入れなかったということですか。

○職員 今の示した部分は12ページかと思えますけれども、裁量の基準ですけどこれについては、公有水面埋立実務ハンドブックの41ページのほうに記載されておりますけれども、法第4条1項各号の要件に全て適合する場合でも、法第4条3項の免許禁止基準に適合しないときなど、他の合理的な理由があるときは免許拒否ができると、明確に事例を書いています。この法第4条3項の免許禁止基準というのは何かと申しますと、水面権利者の同意を得ていないときという意味です。

ですから、これは全く仮の話なので私が申し上げていいかどうかわかりませんが、仮にですけども名護漁協が埋立に同意していなかったならば、そのことをもって不承認とすることがあり得たかもしれません。

○委員 はい。もちろんそれはそうですね、その場合は。

○職員 ですから、この合理的な理由、その合理的な事例として水面権利者の同意が得られてないときというものがありますので、今回この12ページの裁量の基準は、そういうものがないと。

それに例1というのがございます。免許すべきでない判断される特別な事由は何かと。これは事例としてですけども、埋立地の地盤の高さが背後地の地盤の高さ、埋立地のその用途に従った利用その他を総合的に判断して、排水、埋立地内での人命財産の保全等の観点から著しく不相当と認められないか。これは、ここで埋立地をつくることによって、背後地の排水が滞って例えば背後地が浸水するなど、そのような他人の財産あるいは人命に影響を及ぼすような観点がないかというような解説であろうというように、我々は理解していたと思います。

○委員 これはあくまでも限定的に例示しているわけですね。

○職員 はい。

○委員 その例示にはまらない形で、沖縄県にとっての埋め立てない公益は何なのかと、そういう議論は特になかったと。

○職員 先ほどの政治的な理由で云々については、裁量権を逸脱している可能性があるというような弁護士の説明を受けておりました。それから、免許禁止基準に適合しないときというような事例もございました。

したがって、そういうことから類推すると、ここで書いておりますような、著しく不相当と認められる特別な事由は存在しないというように審査結果を記入したということです。

○委員 なんとなく全て政治的ということ、それは切って捨てられるような気がしますけれども。はい、わかりました。

○委員長 ほかによろしいですか。

時間もオーバーしていますので、きょうはこれで終わりたいと思います。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

○委員長 事務局のほうから何か連絡事項はありますか。

○事務局 マスコミがまだいらっしゃるので待機してもらいますか。

○委員長 お願いします。

○事務局 事務局から1点ありまして、以前照会いたしました辺野古の現場視察の日程について各委員の日程を尋ねたところ、メールでもお流ししたとおり、6月2日・火曜日の13時30分から17時の時間で行うことに決定しましたので、改めてよろしく申し上げます。

○事務局 もう1点、次回の会議ですが、5月21日の15時からこの場所でやりますのでお願いします。

○委員長 今回はこれの続きとあれですかね。

○委員 一応きょうの続きというのはあと2号で入れるのですが、終わって、このヒアリングのやり方等については、委員の方を交えて話をしたほうがいいでしょうね。

○委員長 どうでしょうか。

○委員 メールで打ち合わせの仕方を検討しましょうか。

○委員長 ということでよろしいでしょうか。

○委員 全体的なスケジュールを考えておかないと、あとのほうで詰まっていくような気がしないでもない少し心配しておりますので、それは委員長がきっとコントロールしておられるのだらうと思います。

○委員長 ということが、今の委員の趣旨だらうと理解していますのでね。そういう形で調整させていただくという形にしましょうか。

(午後5時21分 閉会)

3. 閉 会